

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市子ども科学館条例（昭和58年条例第13号）第7条	子ども科学館の使用料の減免	生涯学習課

- 1 審査基準は、別紙の盛岡市子ども科学館使用料減免要綱（昭和58年5月2日市長決裁）に定める基準とする。
- 2 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。

盛岡市子ども科学館使用料減免要綱

昭和58年5月2日 市長決裁

(趣旨)

第1 この要綱は、盛岡市子ども科学館条例（昭和58年条例第13号。以下「条例」という。）第7条の規定による使用料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2 子ども科学館の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除する。

(1) 条例第7条第2号に規定する障害者及びその介護を行うものが個人で使用する
とき。

(2) 次に掲げる者が学校の教育課程として使用するとき。

ア 市の区域内の小学校、中学校又は幼稚園の児童、生徒又は幼児及びその引率
者

イ 市の区域外の盛岡市立の小学校又は中学校の児童又は生徒及びその引率者

ウ 盲学校、聾学校又は養護学校の児童又は生徒及びその引率者

(3) 市の区域内の保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所
をいう。）の幼児及びその引率者が保育所の年間保育計画に基づき使用すると
き。

(4) 盛岡市が主催する会議その他これに準ずるもので子ども科学館長が必要と認め
たものに使用するとき。

2 子ども科学館の使用が条例第7条第2号に規定する障害者を含む団体使用の場合
は、当該障害者及び当該障害者の介護を行う者の使用料の額を減額する。

(減免の申請)

第3 使用料の減免の申請は、盛岡市子ども科学館使用料減免申請書（別記様式）に
より行わせるものとする。ただし、条例第7条第2号に規定する障害者で次に掲げ
る手帳の交付を受けているもの（その者の保護者が交付を受けているときは、本
人）又は同号に規定する障害者であることを証する書面を有するもの（以下「手帳
被交付者等」という。）及び当該手帳被交付者等の介護を行う者が個人で使用する
場合の当該申請については、当該手帳被交付者等にあつては当該手帳又は書面の、
当該手帳被交付者等の介護を行う者にあつては当該介護を行う手帳交付者等に係る
当該手帳又は書面の提示をもってこれに代えさせることができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第

1 項の精神障害者保健福祉手帳

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168号）第 4 条第 1 項の戦傷病者手帳

(4) 知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第 2 条の療育手帳

附 則

この要綱は、昭和58年5月5日から施行する。

附 則 （平成 9 年 3 月 26 日）

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成12年 9 月 1 日）

この要綱は、平成12年 9 月 1 日から施行する。

附 則 （平成20年 3 月 19 日）

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から施行する。